

特定非営利活動法人 ロースクール奨学金ちゅうぶ
定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ロースクール奨学金ちゅうぶ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中区丸の内三丁目20番17号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、弁護士過疎地域等の住民に法的サービスを提供したいとの志をもちながら法科大学院の学資の支弁が困難な者に対して、奨学金の支給及び過疎地での独立開業支援、赴任後の帰還支援その他の援助を行うことによって弁護士過疎地域及び弁護士偏在を是正・解消し、もって地域社会住民の人権擁護と社会正義の実現に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 弁護士過疎地域解消及び弁護士偏在是正に貢献する法科大学院学生の育成事業

第2章 会 員

(種別及び資格)

第6条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって法にいう社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体

(入 会)

第7条 本会に、会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員からの会費は寄付金であって、何らの対価性を有しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 本会が解散したとき

(退 会)

第 10 条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、如何なる理由があっても返還せず、前2条の規定により、退会又は除名されたものは、本会の資産についていかなる請求権も有しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第 13 条 本会に次の役員をおく。

理事	8名以上
監事	2名以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び専務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいてこの法人の業務を執行する。

4 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任 期)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

- 3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(職 員)

- 第 20 条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総 会

(種 別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

- 第 22 条 総会は、社員をもって構成する。

(権 能)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開 催)

- 第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で必要と認められたとき
- (2) 社員の 5 分の 1 以上からの請求があったとき

(3) 第15条第4項の規定により、監事が招集したとき

(招 集)

第25条 総会は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その総会において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、社員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール）をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法（電子メール）による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録（電子メール）により同意の意思を表示したことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から1週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名、(書面又は電磁的方法(電子メール)による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、初年度は成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 社員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、財団法人法律扶助協会に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 那須國宏

理 事 富島照男・奥村敦軌・加藤良夫・細井土夫・森山文昭・鈴木健治・藤田哲・
荒川和美・宮島元子・河邊伸泰・山崎正夫・鈴木含美・宮地宏安

専務理事 榎本修

監 事 辻本純成・渡邊三加

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の会員の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 1口 月額 3,000円 (入会は1口以上とする)

(2) 賛助会員 1口 月額 1,000円

附 則 (平成24年5月23日改正分)

この定款は、平成24年5月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年9月6日改正分)

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日から施行する。

附 則 (平成28年10月20日改正分)

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日から施行する。

附 則 (平成29年8月4日改正分)

この定款は、平成29年8月4日から施行する。

附 則 (令和 年 月 日改正分)

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日から施行する。